

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第21号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(臨時の出納員の任命)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 <u>前条第4項及び第5項</u>の規定は、第1項の場合にこれを準用する。</p> <p>(県に帰属した歳入歳出外現金等の取扱い)</p> <p><b>第138条 略</b></p> <p>2 会計管理者又は委任出納員は、前項の規定により振替命令又は<u>収支命令</u>を受けたときは、収入の例により、歳入金に受け入れなければならない。</p>	<p>(臨時の出納員の任命)</p> <p><b>第11条 略</b></p> <p>2 <u>前条第3項及び第4項</u>の規定は、第1項の場合にこれを準用する。</p> <p>(県に帰属した歳入歳出外現金等の取扱い)</p> <p><b>第138条 略</b></p> <p>2 会計管理者又は委任出納員は、前項の規定により振替命令又は<u>収入命令</u>を受けたときは、収入の例により、歳入金に受け入れなければならない。</p>

別表第1中「100万円未満」を「200万円未満」に改め、同表の10の項中「160万円を超える」を「300万円を超える」に、「250万円を超える」を「400万円を超える」に改め、同表の11の項及び13の項中「100万円を超える」を「200万円を超える」に改め、同表の16の項中「100万円を超える」を「300万円を超える」に改め、同表の17の項中「160万円を超える」を「300万円を超える」に改め、同表の注3中「100万円以下」を「200万円以下」に、「需用費にあつては160万円以下、」を「需用費及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県財務規則別表第1の規定は、令和8年度以降の予算（同年度に繰り越された令和7年度以前の予算を含む。）に係る財務に関する事務の処理について適用し、令和7年度以前の予算（令和8年度に繰り越された令和7年度以前の予算を除く。）に係る財務に関する事務の処理については、なお従前の例による。